

# 平成20年度高齢者虐待の状況の集計結果について

平成21年7月17日  
高齢者支援課

## 1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1 施行）」（以下「法」という。）第25条に基づき、市町からの報告を受け県内の平成20年度の状況の取りまとめを行った。

## 2 市町からの報告の概要

市町の役割は、高齢者虐待の相談を受け、関係機関等と調整を行った上で、虐待を受けた高齢者への対応及び虐待を行った者への指導・助言を行う。また、その虐待の内容等を県に報告する。

### <集計の概要>

対象者：県内在住の65歳以上の高齢者

対象期間：平成20年4月～平成21年3月

内容：施設内虐待（養介護施設従事者等による高齢者虐待）、家庭内虐待（養護者による高齢者虐待）の区分ごとの件数及びその内容等

## 3 集計結果の概要（詳細は「別紙」参照）

### (1) 施設内虐待

件数…0件（平成19年度：2件、平成18年度：2件）

### (2) 家庭内虐待

#### ア 件数

445件（平成19年度：352件、平成18年度：351件）

#### イ 概要

虐待を受けた人は、女性が78%、年齢は75歳以上が75%、また、要介護認定を受けている人が74%、虐待の内容は身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト、性的虐待の順である。また、虐待をした人の続柄は、息子、夫、娘の順となっている。

#### ウ 対応

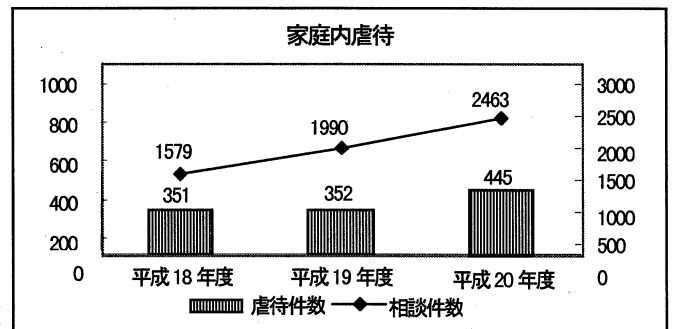
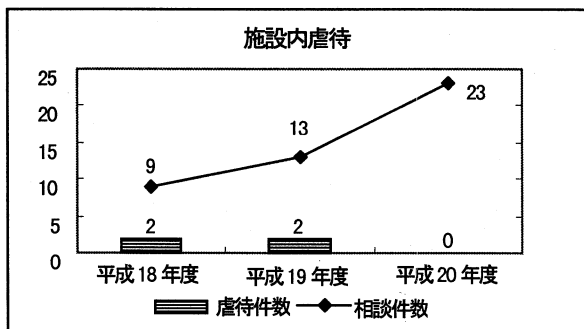
虐待への対応として、「虐待者からの分離を行った事例」が30%で、その内訳は「契約による介護保険サービスの利用（44%）」、次いで「医療機関への一時入院（32%）」の順であった。

「虐待者を分離していない事例」は67%で、その内訳は「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直した（134件）」、次いで「養護者への助言・指導（117件）」の順になっている。

### (3) 前年度との比較

ア 施設内虐待…相談件数は増加したが、施設内虐待は発生しなかった。

イ 家庭内虐待…相談件数は増加し、家庭内虐待の件数も増加した。なお、虐待の内容としては身体的虐待が増加している。



## 4 県の取組

市町及び関係機関と連携して、次の取組を引き続き推進していく。

- 法の趣旨や通報義務等の定着を図るため、県民・市町・事業所等への普及啓発を推進する。
- 相談窓口等について県民に対する一層の広報を行い、虐待発生防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。また、複雑困難な事例については、広島県介護予防研修相談センターや保健所による助言・支援を行う。
- 市町や地域包括支援センター、施設職員等を対象にした研修等を実施する。
- 高齢者虐待の中でもその発見・介入等が一番困難とされる経済的虐待を中心としたマニュアルを作成し、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の活用も視野に入れた認知症高齢者等の権利擁護を図る。

施設内の高齢者虐待の集計結果（公表義務あり）

虐待と確認できた件数  
（相談・通報・届出延べ件数）

0件  
23件）

家庭内的高齢者虐待の集計結果（公表義務なし）

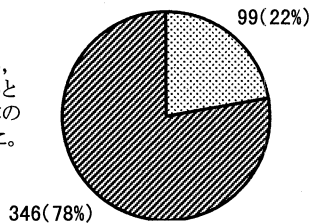
虐待と確認できた件数  
（相談・通報・届出延べ件数）

445件  
2,463件）

＜虐待を受けた人の状況＞

○性別

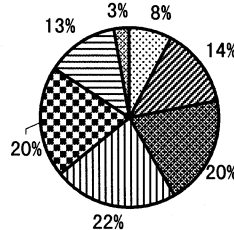
「女性」が78%、「男性」が22%と「女性」が全体の約8割を占めた。



- 男性
- 女性

○年齢階層

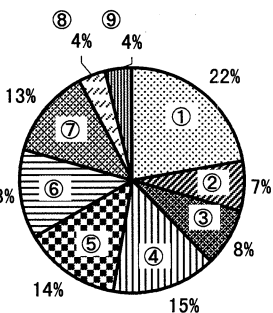
「80～84歳」が22%と最も多かった。75歳以上が占める割合は全体の75%である。



- 65～69歳
- 70～74歳
- 75～79歳
- 80～84歳
- 85～89歳
- 90歳以上
- 不明

○要介護度

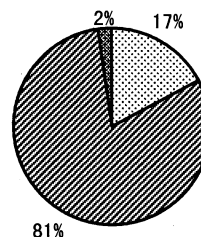
- ①未申請
- ②要支援1
- ③要支援2
- ④要介護1
- ⑤要介護2
- ⑥要介護3
- ⑦要介護4
- ⑧要介護5
- ⑨非該当(自立)



被虐待者のうち、74%が要介護認定者である。

○認知症の有無

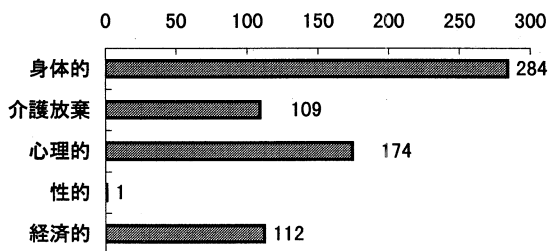
要介護認定者のうち、「認知症あり」が約8割を占めた。



- 認知症なし
- 認知症あり
- 不明

※要介護認定者(327人)のうち、認知症日常生活自立度Ⅰ以上の方が占める割合である。

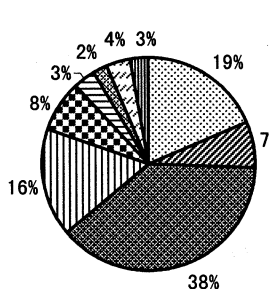
＜虐待の内容＞（重複あり）



＜虐待をした人の状況＞

○続柄

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が38%と最も多く、次いで「夫」が19%、「娘」が16%の順であった。

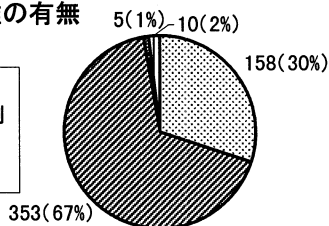


- 夫
- 妻
- 息子
- 娘
- 息子の配偶者
- 娘の配偶者
- 兄弟姉妹
- 孫
- その他

＜虐待への対応策＞

○虐待者との分離の有無

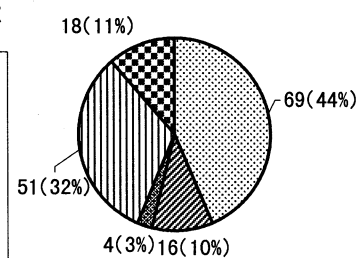
- 分離を行った事例
- 分離していない事例
- 検討・調整中
- その他



※平成19年度の虐待事例のうち、平成20年度に入って対応を行ったものも含んでいる。

○分離した事例の対応

- 契約による介護保険サービスの利用
- やむを得ない事由等による措置
- 緊急一時保護
- 医療機関への一時入院
- その他



○分離しなかった事例の対応（重複あり）

